



市 章

大津市公報

令 和 4 年 3 月 31 日
号 外 (第 17 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 12 大津市大津港サイクルステーションの管理運営に関する規則…………… 1
- 13 大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 14 大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 15 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 4
- 16 大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則…………… 5
- 17 大津市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
- 18 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則…………… 5

○ 教 育 委 員 会 規 則

- 2 大津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 5
- 3 大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則…………… 6

規 則

大津市大津港サイクルステーションの管理運営に関する規則を公布する。

令和4年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第12号

大津市大津港サイクルステーションの管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市大津港サイクルステーション条例（令和3年条例第54号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、大津港サイクルステーション（以下「ステーション」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第2条 ステーションの休場日は、12月16日から翌年2月19日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長及び条例第5条の規定に基づきステーションの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に休場日に開場し、又は休場日以外の日に休場することができる。

(開場時間)

第3条 ステーションの開場時間は、午前9時から午後5時までを基準として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者が開場時間を定めたときは、その旨を公告しなければならない。

3 市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に第1項の規定により定められた開場時間を変更することができる。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第13号

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第11条第1項中「次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員が」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものが、」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第14号

大津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「第2条第4号ア(ウ)」を「第2条第4号ア(イ)」に改める。

第16条の2（見出しを含む。）中「第21条第2号イ」を「第21条第2号」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第13条関係)

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日

(宛先)

所 属 _____
 職 名 _____
 氏 名 _____
 職員番号 _____

次のとおり 育児短時間勤務の承認 を請求します。
 育児短時間勤務の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情)	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務形態)	
	勤務の日及び時間帯	月 (: ~ :) 火 (: ~ :) 水 (: ~ :) 木 (: ~ :) 金 (: ~ :)
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備 考		

- (注) 1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出生予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合には、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日を、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日を、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
- 5 該当する□にレ印を記入すること。
- 6 上記請求内容について、必要に応じて証明を求めることがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の大津市職員の育児休業等に関する規則（次項において「旧規則」という。）別記様式の規定による育児短時間勤務承認請求書は、この規則による改正後の大津市職員の育児休業等に関する規則別記様式の規定による育児短時間勤務承認請求書によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧規則別記様式の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第15号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和54年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、公務又は通勤により生じた」を「、公務上の災害又は通勤による災害」に改める。

第4条第2項第1号中「の長」を削る。

第7条の2中「の各号」を削り、同条第1号中「禁固」を「禁錮」に改め、同条第2号中「又は」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条の2関係）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,941円	12,957円
20歳以上25歳未満	5,436円	12,957円
25歳以上30歳未満	6,049円	13,985円
30歳以上35歳未満	6,272円	16,696円
35歳以上40歳未満	6,693円	19,689円
40歳以上45歳未満	7,049円	21,505円
45歳以上50歳未満	7,096円	22,898円
50歳以上55歳未満	6,994円	25,189円
55歳以上60歳未満	6,570円	25,319円
60歳以上65歳未満	5,473円	21,022円
65歳以上70歳未満	3,940円	16,117円
70歳以上	3,940円	12,957円

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
-

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第16号

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則(平成22年規則第79号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第17号

大津市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成18年規則第134号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「又は」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第18号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年規則第135号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「73,090円」を「75,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「36,500円」を「37,600円」に改める。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の本則の表の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

教 育 委 員 会 規 則

大津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第2号

大津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和44年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中「大津市教育委員会教育長 様」を「（宛先）大津市教育委員会教育長」に改め、「㊟」を削る。

様式第14号中「大津市教育委員会教育長 様」を「（宛先）大津市教育委員会教育長」に改め、「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第3号

大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則

大津市奨学資金給与条例施行規則（昭和40年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「

男	生年月日
・	
女	年 齢

」 を 「

性別	生年月日
	年 齢

」 に、「父」を「本人」に、「

母
本人

」

を 「

」 に改め、「㊟」を削る。

様式第3号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。